

(案)

平成19年 1月31日

笠松町長 広江正明様

笠松町国民保護協議会
会長 広江正明

笠松町の国民の保護に関する計画について(答申)

平成18年6月27日付け笠総第207号をもって、諮問のあった町が策定する国民の保護に関する計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第39条第2項第2号の規定に基づき、本協議会の意見を下記のとおり答申する。

記

別添「笠松町国民保護計画(案)」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び政府が定めた国民の保護に関する基本指針に基づいて作成されており、適当であると認める。